

子ども手当制度のご案内



子ども手当制度は、次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、平成22年度において、中学校修了前までの子どもを養育している方に支給される制度です。

手当の額

中学校修了前までの子ども一人当たり月額13000円

支給月

原則として、6・10・2月の年3回

所得制限

なし

手当を受けるためには

①平成22年3月現在、児童手当を受給している方
申請免除となり、申請手続きは不要です。

②①に該当する方のうち、新たに子ども手当の対象となる子ども(原則として中学2・3年生)がいる方
額改定申請の手続きが役場で必要です。

額改定申請に必要なもの

- 申請者の印鑑(認印可)
- 子どもが町外で別居している場合は、子どもの属する世帯の住民票(世帯主および

続柄の入ったもの)

※町内で別居している場合は不要

③所得制限超過等により児童手当を受給していない方および新たに子ども手当の対象となる子ども(原則として中学2・3年生)がいる方で児童手当を受給していない方
認定申請の手続きが役場で必要です。

認定申請に必要なもの

- 申請者の印鑑(認印可)
- 申請者名義の手当振込口座の分かるもの(通帳等)
- 申請者の健康保険証の写し
- 子どもが町外で別居している場合は子どもの属する世帯の住民票(世帯主および続柄の入ったもの)

※町内で別居している場合は不要

なお、公務員の方は、児童手当制度と同様に所属庁からの支給となりますので、所属庁で手続きを行ってください。

申請期限

平成22年9月30日までに申

請を行えば、平成22年4月分から支給できます。

ただし、平成22年10月1日以降に申請を行うと、申請を行った日の翌月分から支給となりますので、必ず9月30日までに申請を行ってください。

なお、申請が必要な方には役場から申請案内を郵送しますので、申請内容等をご確認のうえ手続きを行ってください。

子ども手当に係る寄附の手続き

子ども手当は、受給資格者が子ども手当の支払いを受ける前に、手当の全額または一部を町に寄附することが可能です。寄附を希望される場合は事前に申し出が必要となりますので、役場までお問い合わせください。

問い合わせ先

役場 民生課
内線166・167

第31回 さつき展

出展者の皆さんが、丹精込めて咲かせた『町の花さつき』をぜひご覧ください。

日時

5月29日(土)・30日(日)
両日午前9時～午後4時

場所

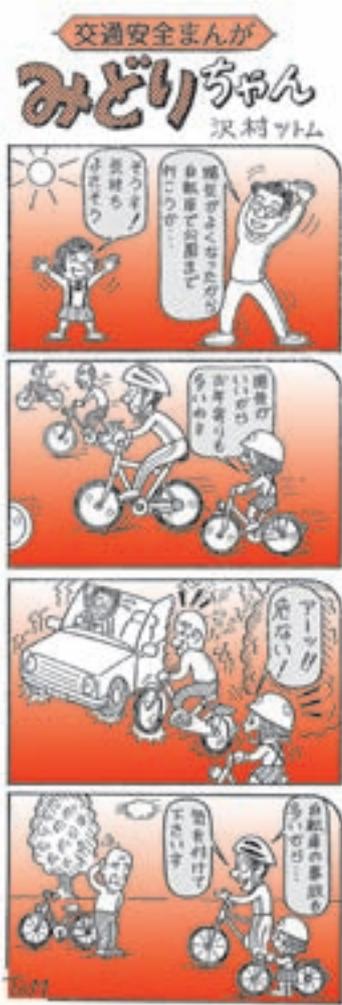
公民館2階ロビー

入場料

無料

問い合わせ先

公民館内 社会教育課
☎(443)2671



ストップ・ザ 交通事故

我が身を守る 安心安全 エコ運転